

青少年プログラム及びロータリークラブの
青少年海外派遣事業
交換留学生に関する保険のご案内

Rotary
RIJYEM



**rotary
youth
exchange**

一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換他地区合同機構が契約している

海外旅行保険 「その他包括契約(全員加入)」

補償項目	保険金額 (ご契約金額)	
	保険期間 31 日以内	保険期間 31 日超
傷害死亡	1,000 万円	1,000 万円
傷害後遺障害	1,000 万円	1,000 万円
治療・救援費用	無制限	無制限
疾病応急治療・救援費用	300 万円	—
個人賠償責任 (自己負担額 0 円)	1 億円	1 億円
携行品損害 (自己負担額 0 円)	10 万円	10 万円
航空機遅延費用	2 万円	2 万円

※上記保険タイプには「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。

※上記保険タイプの補償の概要については、「海外旅行保険の概要」または、別途お渡しする「海外旅行保険のご契約のしおり」をご確認ください。

※無制限：「治療・救援費用補償特約」の保険金額（支払限度額）を無制限とすることです。「治療・救援費用」を終身補償するものではありません。

※上記掲載のタイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

※疾病応急治療・救援費用については、保険期間 31 日以内の場合にのみセットできます。また、保険期間が延長された場合は 31 日目までの補償となります。

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換他地区合同機構が契約している

旅行事故対策費用保険 (安全退避費用特約セット)

補償項目		保険金額 (ご契約金額)
基本契約	見舞費用 (弔慰金 30 万円限度)	100 万円
	見舞費用 (見舞金 10 万円限度)	
	救援者費用/事故対応費用/臨時費用	
特約	安全退避費用	500 万円

※補償の概要については、「旅行事故対策費用保険 (安全退避費用補償特約付) の概要」をご参照ください。

※「疾病危険等補償特約」「保険金支払責任拡大特約 (入院 3 日型)」がセットされております。

○保険契約者

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

○被保険者

[海外旅行保険]

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構が承認する交換留学プログラムで、海外に訪問する「留学生」と「引率者」

[旅行事故対策費用保険]

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換他地区合同機構

○保険期間

2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日

取扱代理店：JTB 京都支店

引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険株式会社

2024 年 2 月作成 JI2023-725

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 注 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 4%～100% を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
治療・救済費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	<p><治療費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合</p> <p>①海外旅行中の事故によるケガにより治療を受けた場合</p> <p>②海外旅行中に発病した病気により旅行終了後72時間を経過するまでに治療を受けた場合</p> <p>③海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後30日を経過するまでに治療を受けた場合</p> <p><救済費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合</p> <p>①海外旅行中の事故によるケガにより180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合</p> <p>②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後30日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合</p> <p>③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合</p> <p>④海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合</p> <p>⑤海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合</p> <p>⑥海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合</p> <p>など</p>	<p>1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p><治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。</p> <p>(1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消毒費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円まで） (5)治療を受けたのち、当初の旅行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。）</p> <p>注1 <治療費用>は、ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。</p> <p>注2 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p> <p><救済費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。</p> <p>(1)捜索救助費用 (2)救済者の現地までの往復運賃（救済者3名分まで） (3)救済者の宿泊施設客室料（救済者3名分かつ1名につき14日分まで） (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） (5)遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 (6)救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）</p> <p>注3 【保険金をお支払いする主な場合】<救済費用>の左記⑥は、1事故につき、300万円限度に支払います。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①^(※1)、②^(※1)、③^(※2)、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨によって生じたケガまたは発病した病気に加え、</p> <p>・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合</p> <p>・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（海外旅行中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払いません。）</p> <p>・歯科疾病</p> <p>注 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救済費用は【疾病に関する応急治療・救済費用】で保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>(※1) 自殺行為により、死亡した場合の<救済費用>は保険金を支払います。 (※2) 死亡した場合の<救済費用>は保険金を支払います。</p> <p>など</p>
疾病に関する応急治療・救済費用	<p><治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合</p> <p><救済費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合</p> <p>(※) 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。</p>	<p>【治療・救済費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。</p>	<p>【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、</p> <p>・治療の開始が海外旅行終了後の場合</p> <p>・治療または症状の緩和が目的の旅行の場合</p> <p>・海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合</p> <p>・海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など）</p> <p>など</p>

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ^(※) ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・暴行・殴打による損害賠償責任 ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
	(※) 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害		
携行品損害	海外旅行中に携行品 ^(※) が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※) 被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、 次の物は対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ・被保険者が携行していない物	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり 10万円 （乗車券・航空券等の場合は 合計5万円 ）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 注2 旅券は、渡航先において旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（1事故につき 合計10万円 まで）。 注3 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・差押え等の公権力の行使 ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・ 置き忘れ、紛失 ^(※) など (※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 注 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
航空機遅延費用	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ① 搭乗予定の航空機の 6時間以上 の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、 6時間以内 に代替機を利用できない場合 ② 搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から 6時間以内 に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回につき、 2万円 を支払いの限度とします。 (1) 出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額等を控除します。） (2) 目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 など

◆保険期間が3か月以上の場合は、「一時帰国中補償特約」がセットされます。

一時帰国中補償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して 30日間 、非居住者である場合は 90日間 を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金（傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。）をお支払いします。
---------	---

用語のご説明

- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「特定の感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。
- 「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（その代理人を含みます）をいいます。

旅行事故対策費用保険（安全退避費用補償特約（海外用）付）の概要

《基本契約》

見舞費用／救援者費用／事故対応費用／臨時費用

■保険金をお支払いする場合

旅行者が以下に該当したことにより被保険者が費用を負担した場合

- 責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して3日以上入院された場合
- 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合
- 責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により死亡された場合
- 責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、3日以上続けて入院された場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。）
- 責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）
- 責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院された場合
- 責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合
- 責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合

■お支払いする保険金（概要）

<事故対応費用>

旅行者が以下に該当したことにより被保険者が費用を負担した場合

- 被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費、宿泊費、渡航手続費など
- ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円かつ通算して50人日分限度）
- 通信費用
- 被保険者が旅行者の法定相続人またはその代理人と応対した場合のホテル・事務所等の対応施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費（宿泊費は1名につき14日分限度）
- 遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用

<救援者費用>

- 旅行者の親族等が救援者として現地にむかう際にかかる交通費、宿泊費・渡航手続費（対象人数について条件があるため、普通保険約款・特約にてご確認ください。）
- 死亡した旅行者の遺体移送費及び遺体処理費
- 通算して3日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用

<見舞費用>

- 死亡した場合は弔慰金として30万円限度、死亡以外の場合は見舞金として10万円限度にお支払いします。

<臨時費用>

- 被保険者が臨時に負担した費用として、救援者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。

《特約》

安全退避費用（海外用）

■保険金をお支払いする場合

●責任期間中に下記①から③までのいずれかに該当したことにより安全退避を要し、被保険者が安全退避費用を負担した場合

- ① 旅行者の渡航先において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはテロ行為イ. 運送・宿泊機関等の事故または火災ウ. 渡航先に対する退避勧告等の発出
- ② 旅行者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ③ 旅行者に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

■お支払いする保険金（概要）

●旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。

- ① 航空運賃等交通費
旅行者の安全退避に要する航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた運賃はこの費用の額から控除します。
- ② 宿泊施設（注1）の客室料および諸雑費
ア. 安全退避の行程における旅行者の宿泊施設（注1）の宿泊料をいい、旅行者1名につき、14日分を限度とします。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
イ. 諸雑費とは、被保険者または旅行者が必要とした国際電話料等通信費、旅行者の渡航手続費（注2）等をいいます。
ウ. アおよびイの費用は、旅行者1名につき、合計して20万円を限度とします。
（注1）ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。
（注2）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

用語の説明： 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中をいいます。

「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害・急性中毒をいいます。急性中毒とは、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状をいい、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

「救援者」とは、旅行者の捜索、看護または事故処理のために現地に赴いたその旅行者の法定相続人またはその代理人をいいます。

補償の詳細は、旅行事故対策費用保険の普通保険約款・特約をご参照ください。